

平成30年9月4日

平成30年鳥羽市議会会議

提出議案新旧対照表

鳥羽市長

新旧対照表

(件名) 鳥羽市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例 (平成20年条例第32号)

改正案 (新)	現行 (旧)
<p data-bbox="241 416 1104 496"><u>鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例</u></p> <p data-bbox="203 555 282 587">(趣旨)</p> <p data-bbox="159 600 1104 770">第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第142条第11項の規定に基づき、<u>鳥羽市議会議員及び鳥羽市長</u>の選挙における同条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成の公営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="203 831 584 863">(選挙運動用ビラの作成の公営)</p> <p data-bbox="159 876 1104 1091">第2条 <u>鳥羽市議会議員及び鳥羽市長</u>の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、第5条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により市に帰属することとならない場合に限る。</p> <p data-bbox="203 1152 365 1184">(公費の支払)</p> <p data-bbox="159 1197 1104 1366">第4条 鳥羽市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である選挙運動用ビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51</p>	<p data-bbox="1211 416 2051 448"><u>鳥羽市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例</u></p> <p data-bbox="1173 555 1252 587">(趣旨)</p> <p data-bbox="1128 600 2074 770">第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第142条第11項の規定に基づき、<u>鳥羽市長</u>の選挙における同条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成の公営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="1173 831 1554 863">(選挙運動用ビラの作成の公営)</p> <p data-bbox="1128 876 2074 1091">第2条 <u>鳥羽市長</u>の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、第5条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により市に帰属することとならない場合に限る。</p> <p data-bbox="1173 1152 1335 1184">(公費の支払)</p> <p data-bbox="1128 1197 2074 1366">第4条 鳥羽市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である選挙運動用ビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、<u>選挙の区分</u>に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、当該選挙運動用ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該選挙運動用ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>（公費負担の限度額）</p> <p>第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は候補者1人について、7円51銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、<u>選挙の区分</u>に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合は、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。</p>	<p>銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、当該選挙運動用ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該選挙運動用ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>（公費負担の限度額）</p> <p>第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は候補者1人について、7円51銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合は、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。</p>